

市民・事業者の皆さまへ

西条市長 玉井敏久  
(健康医療推進課扱い)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う5月8日以降の  
本市の対応について

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、原則、従来の季節性インフルエンザ等感染症と同様の扱いとなります。

これまで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って対応していましたが、感染症法上の位置づけ変更にあわせて基本的対処方針等が廃止されます。

5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人の自主的な判断に委ねることが基本となります。

記

1 各種イベントの対応

イベントの開催制限等は、5月7日（日）をもって終了します。

2 各施設の対応

市有施設を利用する際の氏名等の記入は、5月7日（日）をもって終了します。

入場時の検温、入口での消毒液の設置、アクリル板等パーティションの設置など各種感染対策については、効果や実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気などほかの感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、各施設で判断します。

※ただし、感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取り組みを参考に感染対策を強化することもあります。

3 市民の皆さまへのお願い

- (1) 定期的な換気やこまめな手洗い、咳エチケット、流行時の3密回避、体調不良時の会食参加の見合わせなど基本的な感染対策の日常化をお願いします。
- (2) 効果的な場面でのマスク着用。特に医療機関や高齢者施設の訪問時には、マスク着用を含め、施設管理者が求める感染対策に協力をお願いします。
- (3) 高齢者等の重症化リスクが高い方は、特に感染状況に留意し、流行時には人混みを避け、マスクを着用するなど必要な感染回避行動をお願いします。

#### 4 事業者の皆さまへのお願い

(1) 従業員等が体調不良となった際の休みやすい環境づくりをお願いします。

**【新型コロナ陽性となった場合の国が推奨する療養期間等】**

発症日の翌日から5日間は外出を控えること。5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控える。

(2) テレワークや時差出勤等の積極的な活用をお願いします。

(3) 定期的な換気やこまめな手洗いの習慣化等、職場内での基本的な感染対策の継続をお願いします。

#### 5 発熱等の症状があり、外来を受診する場合

(1) 医療機関に連絡の上、これまでと同じくマスクを着用して受診してください。

(2) 受診先が不明な場合は、県受診相談センター（24時間対応（土日祝含む）、089-909-3483）に電話してください。

(3) 医療費（検査費を含む）は、他の疾患と同様に保険診療となります。新型コロナ治療薬は、当面9月末まで自己負担はありません。

#### 6 新型コロナと診断された場合

(1) 医師の指示に従い自宅で療養してください。

**【国が推奨する療養期間等】**

・発症日の翌日から5日間は外出を控えること。5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控える。

・発症日の翌日から10日間は、不織布マスクの着用や高齢者等の重症者リスクが高い方との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮。

(2) 陽性者登録センターや宿泊療養施設、医療機関からの「療養案内書」配布は終了。

(3) 同居のご家族等について濃厚接触者の特定はなくなり、自宅待機を求められることはありません。

**【国が推奨する留意事項】**

・ご家族等の発症日の翌日から特に5日間は体調に注意。7日目までは発症の可能性があり、基本的な感染対策や高齢者等の重症化リスクが高い方との接触を回避。

#### 7 令和5年度のワクチン接種

(1) 高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等は、「5月8日～8月末」と「9月以降」の年2回接種です。その他の方（12歳以上）は、9月以降接種可能です。小児（5～11歳）は、いつでも接種可能です。

(2) 自己負担はありません。接種可能な方は、接種の検討をお願いします。

**【担当】**

こども健康部健康医療推進課（感染症予防係）

Tel.0897-52-1215